

第36回 宝塚市開発審査会議事録

日 時 平成25年1月15日（火曜日）9時30分から10時25分
場 所 宝塚市役所 2-4及び2-5 会議室
議 案 開発許可処分取り消しを求める審査請求（口頭審理）について
出 席 多胡 進 会長
鈴木 洋子 委員
牧野 香映 委員
（宝塚市開発審査会条例第6条第2項の規定により会議は成立。）

審査請求人

■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■

審査請求人ら代理人弁護士

針原 祥次

処分庁

中川智子指定代理人 土取 都市整備部長
樋口 宅地建物審査課長

処分庁代理人弁護士

浦田 功

その他の関係人

土橋 都市安全部長
尾崎 建設室長
築田 道路政策課長

事務局

大西 都市整備室長
上治 宅地建物審査課副課長
濱田 宅地建物審査課係長
安井 宅地建物審査課係長
坂本 宅地建物審査課係長
池田 宅地建物審査課職員

かの関係人がきょう見えていると思いますが、これは関係する事項が出ておりますので出席をさせていただくということにしております。よろしいですね。それでは。

○土橋都市安全部長 道路の関係で出席させていただいております都市安全部長の土橋でございます。よろしくお願いいたします。

○尾崎建設室長 建設室長の尾崎でございます。

○梁田道路政策課長 道路政策課長、梁田でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 それから、この口頭審理は公開しておりますので傍聴者がおられます。どうなっていますか、傍聴者の手続をしてやっているわけですね、公開。

○事務局 傍聴者の方につきましては手続のほう、傍聴証をお渡しさせていただいてやっております。

○会長 そういう形で進んでおりますので、その点よろしくお願いいたします。

それでは、進めるに当たりまして簡単な注意事項をお伝えしたいと思います。請求人、処分庁の発言は、私のほうの、きょう進行します指示または許可により行っていただきたいと思います。当事者同士が直接意見交換するのは御遠慮いただくようお願いいたします。

それから、効率的に審理を進めるために、意見はできるだけ要点とポイントを絞ってお話しいただくとありがたいと思います。書面をいただいておりますけれども。

それから、本日の口頭審理は、大体最大で2時間以内という形で終了させていただきたいと思いますが、御協力をお願いします。

それから、傍聴人の方にはありますが、事務局から、傍聴についての注意書が、一般的なので配られていると思いますが、発言とかヤジなどは慎むようお願いしたいと思います。

それでは、順番に開発許可が出ましてその後4、5日で気づかれて審査請求を出されて、私どもも11月のときに審査請求が出たということの通知を受けて順番に進めております。そういうことで処分庁の弁明書とそれから審査請求人のそれに対してま

た反論書も加えられております。それで、審査請求人のほうから発言をいただきたいと思っております。その後で処分庁のほうの発言をいただき補足することがあればもう一回ずつきょうの進行では発言をとりたいと思っております。効率よく進めてやることですが、そういう形で進めますが、全体としてのことで最初に10分強という形での要点のまとめをいただければありがたいと思っております。書面をいただいておりますので、それについて順番に12月12日から順番にこの審査会としてはそれを検討させてもらっています。

それでは、審査請求人のほうから説明がいただけますか。

○審査請求代理人　　そうしましたら、審査請求代理人の針原のほうから若干追加で説明させていただきます。

審査請求人の主張については今、会長が言われたように既に書面を出しておりますので、概略はそのとおりでございます。それで、つい最近追加で甲の11から13という資料を提出させていただきましたのでその関係で補足させていただきます。

この甲11というのは京都橘大学の竹山先生からいただいた意見書です。その結論は、3ページが一番最後のほうにありますようにアースアンカー工法というのは民間の住宅地では採用すべきではないという結論でございます。これに対して甲12で処分庁の関係の都市整備部のほうから今回のアースアンカー部分については永久使用できるようなものを指示したということが書いてあるんですけども、それに対してさらに甲13で腐食代を1ミリメートルふやしただけでは決して永久使用できるものではないんだという点について、甲13で竹山先生のほうから意見書をいただいております。

一応それだけ追加で。

○会長　　追加の分につきましては金曜日の午後に届いておりますので、その後、書面については検討させていただきます。その点ちょっと留意していただきたいと思っております。

○審査請求代理人 わかりました。

順番に、審査請求人のほうから。

○会長 わかりました。

○審査請求人A ■■■でございます。

きょう私のほうからこういう場に直接提出させていただくのは失礼かと思うのですが、一応去年の暮れから正月にかけて一生懸命につくりましたのでちょっと資料を配付させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○会長 それではいただきます。

○審査請求人A それで先ほど会長のほうから本当に手短にということでございますので、これ本文は10ページでございます、資料編が別紙が1から34、それから写真が1から9ございまして、その辺を逐一説明させていただくと大変な時間がかかりますので、ごく私のほうから要点だけ説明させていただきます。

まず、アンカーのことでございますけれども、技術的な基準、マニュアル等につきましては周知のとおりでございますので、特に私が申し上げたいのは、宝塚市さんが委託された神戸大学の名誉教授であります沖村先生の意見書でも、アースアンカーについては仮設的、応急的な対策であるという前提で許可するというスタンスをしっかりとっておくべきということが書かれております。宝塚市さんの委託された先生の意見をも無視した形で永久目的ということで設置されているという非常に危惧を抱いております。それがまず第1点。

それから、アンカーの打ち込み先の地盤についてでございますけれども、具体的に名前を申し上げますと■■■さんというおうちのアンカーになります。これは別紙の写真の2で示させていただいておりますけれども、昭和46年当時まだ下の太陽銀行、当時太陽銀行の社宅が建てられるときにつくられた擁壁、その後ろに地山が見えております。この地山にかなり前にせり出す形で現在の■■■邸があると。これ写真の4でございます。

写真の3が■■■邸が建てられるときの地盤の様子でございますが、かなり掘削されて穴があげられておりまして、この上に基礎支持杭を建ててそれに■■■さんのおうちが建てられていると。その後、地盤は全部盛り土になっておりまして、それにつきましては地質の図が提出されておりますが、別紙の5の4、この資料ですね、このこの地盤、左端の青い部分、これが盛り土でございます。これが■■■邸の現状なんですね。

その辺からしますと、明らかにアンカーが打ち込まれた相手先がまるっきり盛り土であるということになります。ところが、国土交通省の設計便覧の急傾斜地編によりまして硬い岩、硬岩ですね、または軟岩ですね、軟らかい岩ですね、その斜面において「直接安定な岩盤に緊結したり、あるいは他の工法と併用して、その安定性を高める目的で用いる」というふうに明記されております。その辺からしますと盛り土に差し込んだアンカーというのは非常に不安定なものである。

さらに当初宝塚市さんの我々に対する回答書でも長さが4メートル、口径が66ミリというふうにされておりましたが、私ども工事現場をずっと見させていただきまして、途中で4メートルを5メートルに変更された。それから、口径が66ミリから90ミリに変更されておると。この辺は一切宝塚市さんのほうから報告がございません。仮に1メートル伸ばされたとしてもほとんど相手が岩盤に達せずに盛り土にとどまっておるんじゃないかという、非常に危惧がございます。

それから、もう一つ実際に非常に危険性を感じる実際の工事の状況でございますけれども、写真5があると思います。写真5はこのように現在工事直後の写真でございます。これ14個、宙に浮いた形でぶら下がっております。これ1個、聞くところによりますと大体0.5トン、この重さが盛り土の地盤の中に突き刺さっておるような形でございますが、先ほど申し上げたような非常に不安定な盛り土に対してこういうのが差し込まれておりますので、もしこれから巨大地震、想定されておる南海・東南海地震ないしは直下型の地震もこの間ありました。それから、最近とみに局地的な豪

雨、これは頻繁に起こっております。そういうようなもので地盤の中に水位上昇が起こったりすると一挙に崩壊するのではないかと、非常に危険なものではないかと、私ども、これを見て感じておるわけでございます。

それから、その次に宝塚市ないしはエスターのほうから出された地質、地盤の情報でございますが、地盤の情報が我々非常になかなか公開されない中で大きく分けまして3つの資料が公開されております。これがまず第一に別紙の8、これが我々に対して平成23年2月25日に条例に基づく説明会で私どもに説明された図面です。それから、これは現在まで非公開というふうにされておりますが、実は5月10日に我々に情報公開された平成22年11月の地質調査報告書の中にある図面でございます、そのバックデータとして柱状図がございます。その柱状図とこれ、それからさらに別紙の先ほど示しました図5-4、この3つのデータを見比べていただければ非常に明らかになるんですけども、同じデータベースでありながら当初盛り土としていたのが、いつの間にかこれが段丘砂礫層に置きかえられておると。こういったデータの改ざんがございます。

それから、もともところを下のほうが当初花崗岩にしておったのですが、これは洪積層に置きかえられたり、それから今度また花崗岩になったり、ころころ変わっておるんですね。その辺は我々、こういうことについて素人でございますけれども、もう明らかにこの辺のデータがいかにかげんなものかということを示しておると思います。ということで全く信用がおけないということです。

それから次に、河川敷の幅の問題でございますが、これは写真の7に示しておりますが、道路幅員4メートルということを主張されておりますが、4メートルに満たないところがあります。それについてどうするのが一切明らかにされておりません。もっともそもそも6メートルの幅員が必要でないかというふうに考えております。

それから、次、河川敷の公道化の問題でございますが、第50回開発まちづくり会議、平成22年10月でしたか、行われておりますが、そのときには公道化が先とい

うことにされておりました。これ議事録を別紙の20で見ただけであれば明らかになると思います。しかし、それをもう既に公道であると、道であると、都計法を持ち出されておりますが、これにつきましては私ども国土交通省の近畿地方整備局水政課に見解を伺いました。そういった農道のようなもの、私的なものではなく、あくまでも国有財産であるような土地を勝手に道路にするというのは許されない、それについては宝塚市からも、もし問い合わせがあれば答えますということでした。これは別紙の29に私と隣に座っております■■■さんが当時の水政課長の伊藤行政第一係長にお伺いして、見解を聞いたところそういうふうなことを聞いております。

それから最後に、袋路状道路の設計条件に違反している件でございますが、開発道路は河川敷が行きどまりになっております。これは写真の6で見ただけだと非常に明らかなんですが大体2メートル30ぐらいしかないんですね、先のほうが。ですから、これまで市が市道にしようとしてもできなかった、そういったところがありまして行きどまりになっているんです。ですから、今回もしあそこを市道にされると開発道路も含めた開発道路ということになりましたら袋路状道路になりまして、その袋路状道路の基準はガイドラインの8-2-1に示されておりますように設計条件に違反しております。

以上、私のほうから専門的でない意見も含めて宝塚市の姿勢に疑問があるというところを述べさせていただきました。ということで、ぜひ公正な審理をお願いしたいということでありありがとうございました。

○会長　それでは、ちょっと時間オーバーの面もありますが、あと■■■さんのほうですね。それでは要点を絞ってお願いしたいと思います。

○審査請求人B　■■■でございます。皆様には前もって1から5の私の反論文をお渡しさせていただいております。

私は、現在の開発地域の北側の土地に1950年ごろに引っ越してきて、まずあのあたりでは一番先に住んだ、山林の中に住んだという感じで以後現在に至って

ます。ですから、あの地域の土地に関しては一応精通しておるつもりでございます。

それで私が出しました意見書の1、こちらから審査請求人資格が認められないという項目がございまして、それに対して反論いたします。

私は実は平成11年、前の所有者のときにちょうど私のところの地面からのり面を4メートル上がって、それからまた4メートルのコンクリート擁壁があって、その上に1メートルの積み増しされた玉石積みの石垣がございまして、その上に盛り土があり、ですから私の家からは5メートルほど先に、ずっと上がった擁壁があるわけでございまして、その擁壁の一番上の玉石垣がコンクリート擁壁の上にちょうど積み増しされておりました、後ろの盛り土を押さえておりましたのが私のほうの家にずれてまいりまして、ちょうど上の。これだけ亀裂が入ったわけでございまして、1ページのこういう亀裂が入りまして、資料1の1ページの写真でございまして、それは、その上の石垣でございまして。

それがそのときにたまたま数年前から集中豪雨の何年か続いた年がございました。このときも150ミリ程度、100ミリ程度、何回か続いて、150ミリぐらい一晩に降ったと思います。その折に下から地下水が噴出流入いたしまして、それはお隣の土地の下から私のところの境界をくぐり抜けて上がってまいりました。当然その水はこの上から落ちてきたと考えておりました、ここの上には排水会所を後でつくっていただきました。

この玉石垣が実は亀裂があることと、それからもう一つはこの擁壁の上に玉石垣を築いて盛り土を支えておいたら、この玉石垣に非常に負荷がかかると。これは除去しましょうということでその右側の写真、ここにRCの新しい擁壁がつくられております。これは下のコンクリートブロックから外して負荷がかからない状態で作られました。そのことに関して後ちょっと申し上げるわけですが、後は水のことにしましては上の土地からちゃんと池のように貯まらさんように下にパイプを会所をくぐってパイプで下の地面に流してもらうようにいたしました。これでございます。していただ

いて、そして地下水はこういう集水井戸のようなものをつくって銀行内でポンプで上げてもらいました。

このような形で私は家が一軒、今でも床が抜けたまま使えないのですが被害にあっておりますし、上からの崖崩落の恐怖の被害をこうむっております。そのことは銀行さんとお話しして民々の解決でこちらの開発指導の皆様方の御指導を得て、アドバイスを得てそういう解決をさせていただきました。

ところが、今度のアンカー工事が始まりましたときにせっかくどけていただいてこの擁壁の負荷を取り除いていただいた玉石垣が載っていた擁壁、ここの上をこのRC擁壁にかえてもらったのですが、ここに6個のアンカーが入りました。そのアンカーの基礎は先ほどもありましたように凄く重たい大きな物でございます。それが擁壁から力をもらわない、荷重が載らないように外したL字型のRC擁壁を貫いたアンカーでございますので、今度はこの擁壁がかえって現在よりも非常に危険性が増したと。

以上、そのことに関しては資料がありますので、あれでございましたら配らせていただいて説明させていただきますが。

○会長 わかりました。それでは、それは受け取っておきたいと思います。

○審査請求人B ただいま送らせていただいた写真集の4枚目に、ここに青い紙を張っております。ピラを。ちょうどそれがこの下の擁壁が荷重がかかり過ぎてあの玉石垣をどけて、盛り土はRCで支えてということで荷重に対する負荷を取り除いていただいたわけでございます。ところが、今度、ここに6個のアースアンカーの基礎が載りまして相当な重量になると思います。当然アースアンカーのことでございますから、重みを後ろの土地に外したRC擁壁を貫いております。一挙にアースアンカーとRC擁壁の重みがまたこの擁壁にかかるようになりました。当然、前のときにはこの負荷がかかっている以上、将来にわたってはらみ出し、擁壁が途中で割れて崩れるという心配がある。その擁壁の中間あたりに来ていて盛り土になっているので、余計に危ない。それから、地下水がこの上の地面を通過して、下を流れて下の給水ヤードに来

ているということで、この擁壁がまたかえってまた非常に危険になりました。この辺のところをぜひ御検証いただいて御配慮のほどをお願いしたいと思います。

下には私が住んでおります。下からながめた写真は次の次のところの一番最後のページのこれ、私の家からながめた、上が擁壁でございます。今、私の家がここにありまして、これが落ちてきたらこれは命にかかわるところがでるような気がいたしますのでよろしくお願いいたします。

○会長 一通り終えていただいて。

○審査請求人B はい、これで結構でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、大分時間が過ぎておりますが、一応聞きたいと思いますので、今、審査請求人の補足説明は一区切りとして、次は処分庁のほうからの説明をいただきますか。

○処分庁 宅地建物審査課の樋口でございます。ちょっと座って御説明させていただきます。

まず、今回処分を行った開発許可の概要といたしましては開発区域の位置は宝塚市野上1丁目1番の一部でございます。開発区域の面積は2,603.70平方メートル、予定建築物の用途は一戸建ての専用住宅、戸数は10戸でございます。

それから、弁明書の少し補足をさせていただきたいと思います。まず、弁明書の4ページ中ほどの(1)接続道路の不存在的部分でございます。(1)の上から4行目2段落目に都市計画法第4条11号においてという部分がございますが、公共施設として位置づけられている道路は道路法第2条1項に規定する一般交通の用に供される道について道路をいうと解されているというのを、道路というで区切らせていただきます。その後、したがって、一般に開放されている道路、その交通が特定の者に限定されていない私道も道路に含まれるというのをつけ加えさせていただきたいと思います。これはここにも書いてありますように宝塚市の開発許可制度の手引き54ページに記載されているものでございます。一般の解釈でございます。

次に、開発許可の区域の範囲について少し補足をさせていただきます。開発許可区域の設定は野上1丁目1番の一部で設定されております。これは弁明書でも主張させていただきましたが、既存擁壁を補強する部分、審査請求人の方々がアンカーと申されている部分については開発許可処分を行った開発許可の区域からは除かれております。この除かれた部分で行われる行為については宅地造成等規制法で規定している宅地造成に当たりませんので宅地造成等規制法に基づく許可を要するものではございません。しかし、この除かれた部分で行われる既存擁壁の補修工事に関する状況について行政指導によりあらかじめ報告を求めたものです。

以上です。

○処分庁代理人　あと1点よろしいでしょうか。

○会長　はい。大体同じぐらいの時間をとるのがいいかと思しますので、代理人の方。

○処分庁代理人　まあ、手短に。処分庁代理人の浦田でございますが、請求人適格について2点ほど補足して御説明させていただきたいと思えます。

先ほど出ていました甲の2号証の4枚目でございますが、4枚目の四角で囲んである部分、図面の左手に書いてある部分ですが、これを見ますと平成9年から10年に排水については和解をして平成14年については擁壁についての和解がしてあるということが明確に記載しておりますので、平成14年からこの三井住友銀行との間で擁壁に関しての和解が成立して、それ以来10年間土砂崩れ等の危険を感じているような出来事がないということでありますから請求人適格についてこれを否定する材料ではないかというふうを考えられます。

それから、2点目といたしまして、アンカーが悪影響しているというお話が先ほどありましたが、甲の第11号証の京都橋大の意見書を見ましてもアンカーがそういった悪影響をするという旨の記載はありませんので、その旨改めて御指摘させていただきます。

以上でございます。

○会長　　ちょっと今聞きそらしたのですが、甲の11というのは反論書のほうですか。

○処分庁代理人　　いえ、京都橋大学の竹山先生の意見書に、アースアンカーが先ほど請求人が言われたような、要するに地面をはって排水が出るリスクがあるとか、あるいは圧が別途かかるというような話というのはここには記載がありませんので。

○会長　　竹山先生の。

○処分庁代理人　　意見書ですね。

○会長　　立命館大学ですね。

○処分庁代理人　　京都橋大学と書いてありますが。

○会長　　ああ、追加か。わかりました。

○処分庁代理人　　それをぱっと見た限りでいうとそういう御指摘がないということだけお知らせをさせていただくということです。

○会長　　弁明書に対する反論書もつけて審査請求に出ているものに、今、処分庁のほうから補足がございました。もう一回、今のお聞きになって発言がございましたら針原代理人、そちらのほうの請求人としての説明をどうぞ。

○審査請求代理人　　請求人代理人の針原です。

今、最初に処分庁の課長さんが言われた本件開発区域にはのり面の擁壁の補強部分は含まないのでそれは考慮する必要はないんだという点については、既に審査請求書の3ページの開発計画の違法その2ということで、脱法的な分割申請ということです。

その部分を開発許可はできないから外したというようなことは、やはり一般に外観上も一つの住宅地というふうに見ることもできますし、その擁壁を造成なり作業を加えるとといいますか、ことによって住宅地に影響が出るということも物理上も明らかだと思いますので、問題のある地域を開発区域から外すということ自体が違法ではないかということがあります。

それと実際この業者、市役所とのやりとりの中でその擁壁部分を開発区域に最初
は含まないで途中は含むというようなやりとりが何度かありましたので、その点につ
いては■■■■さんのほうからまた説明させていただきます。

○審査請求人A よろしいですか。

○会長 はい。

○審査請求人A 審査請求人の■■■■でございます。

先ほど私のほうからお配りをさせていただきました資料の別紙ですね。別紙の14
ないし別紙の15でこれは神戸地方裁判所のほうで本件に関しまして許可処分の差し
止め訴訟ないしは許可処分を取り消しの訴訟を行っております。それに対する宝塚市
の答弁書でございますが、この別紙の14ないし別紙の15、これは10月2日時点
での答弁書ないしは意見書、ここに私の意見書の本文の6ページの③の⑤、平成24
年10月2日というところで、先ほど代理人の先生、針原先生から申されたように一
旦私どもが脱法行為であるということを主張したことに対して、いわゆる擁壁を含め
た開発区域を対象とした開発許可を求めるというふうに補正をさせるという、指導に
対してその会社がエスターがその一体の物として扱うというふうに、一体的に取り扱
うというふうにもう一回補正したというふうに書かれておるんですね。

ですから、処分庁の御意見が先ほど一貫してこれを外しているというふうに言っ
ておられますが、一旦このところで10月2日に申されているという、非常に矛盾し
たことをされておるということを補足させていただきたいと思います。それについま
しては先ほど申し上げたように私の意見書の3、6ページないしは資料別紙の14な
いし15に、これは書かれておりますので、その辺ちょっと確認いただきたいという
ふうに思います。

○審査請求代理人 代理人の針原ですけれども、その点ちょっと補足しますと別紙
の14というのを■■■■さんが出されているんですけれども、その別紙の14の2枚目、
ページ数の4という、答弁書のページ数の4というところの上から6行目以下に、そ

れの資料の14のちょっと途中抜かしてあるんですが、ページ4ページの上から6です、訴外会社というのは開発申請を行う会社ですが、被告というのは処分庁のほうです、補正に応じ擁壁を含めた開発区域を対象とした開発許可を求めるとのことであると、こういうふうに裁判所にも回答しているということです。

○会長 別紙14、受け取っていますので。■■■さん、2回目の補足その他ございますか。

○審査請求人B ただいまの原告のところでもう一つ弁明書にございましたのは、開発区域において崖崩れや溢水などの発生した場合に生命、身体の安全等に直接的かつ重大な被害が予想する者たちしか原告適格がないというように横浜判例ではそうなったと、そういうように認められたというように弁明書にはありましたが、私たちはまさにその地域に住む人間たちでございますので原告適格はあると再度2点で申し上げます。

それから、いま一つアンカーの写真をお届けいたしましたので、先ほどちょっと申し上げましたが追加で出した写真集の1ページ目、これは写真だけの説明をさせていただきますが、こういうようにアンカーが違法な積み増しされた玉石積みの上に張りつけたような感じで置いてあるわけでございますが、その玉石垣の厚さというのは一体どのくらいあるのだろうということを左下の写真、ちょうどその玉石垣につながる部分を業者がユンボで掘るところを上から写真を撮りました。そういたしますと、上のブロックが大体10センチから15センチのブロックが一番上に計量ブロックが載っておりまして、その下に玉石垣の裏側が見えております。このくらいの厚さのところこのアンカーの基礎を鉄筋で入れて何かしたのだろうとは思いますが、非常に何か頼りないような気がいたしますので御検討いただければと思います。

それから、次の2ページでございます。次の2ページの写真を見ていただきますと、この写真ではたまたまた斜面に設置されていた法枠ブロック、法枠がございます。これは斜面の土砂を流出を防止するブロックでございます、どうもその上にやはり重

量のあるアンカーが載っておるような感じがいたします。この法枠そのものはこういう目的で使うことができるのだろうか、素人なりに考えました。当然重量のあるものでございますので自然沈下というものはあちこちで起こっていると思いますが、何年か先にこの法枠ブロックを押さえつけて何かが起こるんじゃないかならうかというようなことを感じましたのでここで申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○会長　それでは、針原さん一通り審査請求人としての追加、一番の要点のところをきょうお聞きしたことになると思います、なされたと思います。

それでは、浦田弁護士。

○処分庁代理人　特にございません。

○会長　特にございませんか、処分庁のほうとしては。

それでは一通り聞きましたので、きょう追加の資料が金曜日に通知があつてきょう反論書に追加の分をこれから見る状態にあります。きょうあと二ついただきましたのは受け取りましょうということにしましたのでこれも加えて反論書、審査請求書と関係させて検討したいと、討議したいと思いますので、それぞれの口頭審理の両方を聞きましたので、これで口頭審理については一区切りということにさせていただきたいと思いますが、念のためもう一度言いますが、一区切りにさせてもらいますが、よろしいですね、両者。

それでは、口頭審理のそれぞれの主張についての、あるいは意見についての話と資料をいただきましたので、後この有効な形の時間の範囲でおさめる必要があると考えております。いろんな進行を見ていますと。そういうことで私どもも急遽連続になっております。きょうたまたま法令の専門家とかその他がインフルエンザにかかりましたので、これはやむを得ず仕方がないことと思いますので、きょうの速記録も取りましたので、3人で説明した上で審理を最終させていただき、裁決を出せるようにしたいと思います。

それでは、どうもありがとうございました。